

山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則

昭和45年3月25日

規則第1号

改正	昭和45年	7月	4日規則第2号	昭和46年	5月17日規則第2号	
	昭和47年	3月15日規則第1号	昭和47年	7月	5日規則第2号	
	昭和49年	5月	7日規則第2号	昭和50年12月18日規則第4号		
	昭和51年	4月	5日規則第2号	昭和54年	1月16日規則第1号	
	昭和57年	9月14日規則第2号	昭和60年	1月10日規則第1号		
	昭和60年	5月27日規則第4号	昭和61年	1月	8日規則第1号	
	昭和63年12月9日規則第4号	平成元年	3月	2日規則第1号		
	平成2年	7月18日規則第5号	平成4年	3月	1日規則第3号	
	平成6年10月26日規則第4号	平成6年12月1日規則第5号				
	平成7年	5月25日規則第1号	平成9年	2月28日規則第4号		
	平成9年	7月30日規則第7号	平成10年	2月16日規則第2号		
	平成11年	4月	1日規則第3号	平成11年	7月15日規則第4号	
	平成14年	4月19日規則第1号	平成15年	6月	2日規則第1号	
	平成16年	6月23日規則第1号	平成17年	8月	4日規則第2号	
	平成18年	4月11日規則第5号	平成18年	4月28日規則第8号		
	平成18年	6月	1日規則第9号	平成18年	6月20日規則第10号	
	平成18年6月30日規則第11号	平成18年11月29日規則第14号				
	平成19年	3月	2日規則第1号	平成19年	4月27日規則第3号	
	平成19年10月2日規則第8号	平成20年	4月	1日規則第1号		
	平成20年	6月10日規則第2号	平成21年	2月	4日規則第1号	
	平成21年10月2日規則第2号	平成22年	4月	1日規則第1号		
	平成22年	4月30日規則第8号	平成22年	5月12日規則第9号		
	平成25年	2月28日規則第1号	平成25年	4月12日規則第4号		
	平成25年10月2日規則第5号	平成25年11月12日規則第7号				
	平成26年	7月29日規則第5号	平成27年10月30日規則第1号			
	平成28年	3月	2日規則第3号	平成29年	1月	6日規則第1号
	平成29年	8月	2日規則第2号	平成30年	3月	2日規則第1号
	平成30年12月27日規則第2号	令和元年	11月20日規則第1号			
	令和2年	1月	9日規則第1号	令和2年	3月30日規則第3号	
	令和2年	4月24日規則第5号				

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、山形県市町村職員退職手当支給条例（昭和37年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員異動等の報告)

第2条 組合市町村長は、当該組合市町村の職員が次の各号の一に該当した場合は、職員異動報告書（採用）（別記様式第1号）、職員異動報告書（退職）（別記様式第2号）、職員異動通知書（給料・その他）（別記様式第3号）、給料月額減額報告書（別記様式第3号の2）又は磁気媒体等により、前月2日から当月1日（第2号にかかる報告については前月1日から末日）までの期間毎に、当月4日まで組合長に報告しなければならない。

- (1) 採用（非常勤職員を除く。）、就任及び条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者があるとき
  - (2) 退職、任期満了及び死亡等があったとき
  - (3) 種別の変更があったとき
  - (4) 条例第11条の4第1項に規定する休職月等（以下「休職月等」という。）に係る休職及び停職又はその復職があったとき
  - (5) 条例第24条第1項に規定する給料月額（以下「給料月額」という。）に異動があったとき
  - (6) 氏名の変更があったとき
  - (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の規定又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により、職員団体又は労働組合の業務にもっぱら従事する職員（以下「在籍専従職員」という。）となったとき又は在籍専従職員でなくなったとき
  - (8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づく育児休業が始まったとき及び当該休業が終わったとき
  - (9) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の期間が始まったとき及び当該期間が終わったとき
  - (10) 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）が始まったとき及び当該休業が終わったとき
  - (11) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）が始まったとき及び当該休業が終わったとき
  - (12) 条例第8条の2に規定する給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたとき
- 2 組合市町村長は、前項第1号に該当する報告に係る職員について条例の規定により職員としての在職期間に通算される職員以外の地方公務員等（条例第12条第5項各号列記以外の部分に規定する職員以外の地方公務員等をいう。）若しくは一般地方独立行政法人等職員（条例第12条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等職員をいう。）としての在職期間があるとき又は条例第13条の規定により一般職の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間があるときは、それぞれ在職期間通算申請書（別記様式第4号）及び在職期間証明書（別記様式第5号）を組合長に提出しなければならない。
- 3 組合長は、退職した職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となったことにより条例第20条第2項から第4項までの規定により退職手当が支給されない者となったときは、退職手当に関する証明書（別記様式第6号）をその者に交付するものとする。
- 4 組合市町村長は、自己啓発等休業について第11条の8第1項第1号に規定する承認をしたとき又は同号に規定する承認をした自己啓発等休業が同項に定める要件を欠くこととなったときは、自己啓発等休業等に関する報告書（別記様式第6号の2）を組合長に提出しなければならない。
- 5 組合長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの職員年間給料明細表（別記様式第7号）を当該年度の末日までに作成しなければならない。  
（募集実施要項の提出）
- 第2条の2 組合市町村長は、組合市町村において早期退職募集条例等（条例第6条第2項に規定する早期退職募集条例等をいう。以下同じ。）に基づき定年前に退職する意思を有する職員の募集を行ったときは、早期退職募集条例等に基づき作成された募集実施要項を、速やかに組合長に提出しなければならない。  
（退職の理由の記録）
- 第2条の3 条例第10条の2第1項の規定により作成する条例第7条第1項第3号及び第8条第1項第6号に掲げる者の退職理由の記録は、退職の理由の記録（別記様式第11号）によるものとし、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

- 2 退職の理由の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写を添付しなければならない。
- 3 退職の理由の記録は、その作成の日から5年間任命権者が保管するものとする。

(退職勸奨の記録)

第2条の4 条例第10条の2第2項に規定する勸奨の記録は、退職勸奨の記録(別記様式第11号の2)により、任命権者又はその委任を受けた者が作成したものとする。

- 2 退職勸奨の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写を添付しなければならない。

## 第2章 負担金の調定及び納付

(普通負担金の調定)

第3条 組合長は、組合市町村長が第2条の規定により報告した書類に基づいて、その月に納付すべき組合市町村の普通負担金を調定し、その月の15日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)までに納入通知書(別記様式第8号(1))及び異動明細表(別記様式第7号の2)(その月に第2条に規定する報告があった場合に限る。)を送付しなければならない。

- 2 組合市町村長は、異動明細表(別記様式第7号の2)の送付を受けたときは、記載事項を確認し、その結果を組合長に報告するとともに、変更等がある場合については第2条の規定により報告しなければならない。

(普通負担金の算出方法)

第4条 各月の普通負担金は、各月1日(月の初日以外の日に職員となった場合(次項及び第3項に掲げる場合を除く。))の当該月については、当該職員となった日の給料月額を基礎として算出するものとする。

- 2 職員が組合市町村の間を月の途中で条例第20条第2項の規定に基づき退職手当を支給されないで異動した場合における当該職員に係るその月の負担金は、異動前の組合市町村が負担するものとする。
- 3 職員が退職し、その退職の日又は退職の日の翌日に再び退職時の職と同じ職の職員となった場合における当該職員の退職した日の属する月の負担金の計算については、当該職員の当該退職はなかったものとみなす。
- 4 負担金の額に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 5 負担金に過誤納等があったとき又は第2条の規定に基づく報告後の異動により負担金を調整する必要があるときは、翌月分において精算又は調整を行うものとする。

(負担金の納付)

第5条 条例に基づく組合市町村の負担金は、次に掲げる金融機関の組合口座に払込むものとする。

株式会社 山形銀行県庁支店

株式会社 荘内銀行県庁前支店

(調整特別負担金)

第6条 条例第24条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 前年度の4月1日の退職者に適用される条例が、適用されるものとする。
  - (2) 特別職の職員以外の職員の在職期間については、休職月等は、なかったものとみなし、在職期間の1年未満の端数は、切り捨てる。
  - (3) 前年度4月1日に職員となった者の組合市町村職員期間以外の職員期間については、同日までに職員としての引き続く在職期間とみなされたもの以外は、なかったものとみなす。
- 2 組合市町村長は、条例第24条の3第3項の規定により加算しようとする額がある場合は、当該加算額を組合長が別に定める日までに申し出るものとする。
  - 3 組合市町村長は、条例第24条の4第1項に規定する指定加算割合を定める場合は、当該指定加算割合を組合長が別に定める日までに申し出なければならない。
  - 4 組合長は、条例第24条の3第1項(支給条例第24条の4第2項の規定により読み替える場合には、読み替え後の条例第24条の3第1項)に規定する調整特別負担金を納付しなければならない組合市町村に対し、当該年度2月に調整特別負担金納入通知書(別記様式第8号(2))を発行しなければ

ばならない。

(負担金賦課収納)

第7条 組合長は、第3条及び前条の規定により負担金納入通知書を発行したとき並びに、負担金の納入があったときはその都度負担金調定賦課収納簿（別記様式第9号（1）及び別記様式第9号（2））により整理しなければならない。

### 第3章 一般の退職手当等の申請

(申請書類)

第8条 組合市町村長は、職員の退職（条例その他の条例の規定により、条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）があったときは、次に掲げる書類（退職した者が条例第4条第1項に規定する特別職の職員又は条例第11条の4第4項第2号又は第4号に掲げる者である場合は、第5号に定める書類を除く。）を添えて組合長に一般の退職手当等（条例第8条の2第2項に規定する退職手当をいう。以下同じ。）の申請を行うものとする。

- (1) 一般の退職手当等申請書（別記様式第10号）
  - (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項に規定する退職所得の受給に関する申告書
  - (3) 一般の退職手当等申請に係る報告書（別記様式第10号の2）
  - (4) 退職手当受給に関する申出書（別記様式第10号の3）
  - (5) 退職手当の調整額に係る報告書（別記様式第10号の4）
- 2 次の各号に該当するときは前項に定める書類のほか当該各号に定める書類を添えなければならない。
- (1) 死亡による退職の場合（退職後退職手当を受けるまでの間に死亡した場合を含む。）
    - イ 戸籍謄本
    - ロ 遺族が配偶者以外の者の場合で職員の死亡当時同一生計を維持していた者にあつては、同一生計維持証明書（別記様式第12号）
    - ハ 同順位の受給権者が2人以上あるときは、総代者を定めた総代者選任届（別記様式第13号）
    - ニ 公務又は通勤に起因する死亡であるときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）の規定に基づく公務災害又は通勤災害の認定に関する通知書の写
  - (2) 傷病による退職の場合
    - イ 医師の診断書
    - ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病による退職であることが確認できる書類
    - ハ 公務又は通勤に起因する場合は、災害補償法の規定に基づく公務災害又は通勤災害の認定に関する通知書の写
  - (3) 整理等による退職の場合
    - イ 定数の改廃に基づくとき新旧定数条例の写及び現員調書
    - ロ 職制の改廃に基づくとき新旧部課設置条例又は規則の写
    - ハ 予算の減少に基づくとき予算書並びに予算定数の減少の資料
    - ニ その他必要とする資料
  - (4) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由による退職の場合
    - イ 退職の理由の記録（別記様式第11号）の写
    - ロ 辞職の申出の書面の写
  - (5) 勸奨による退職の場合
    - イ 退職勸奨の記録（別記様式第11号の2）の写
    - ロ 辞職の申出の書面の写
    - ハ 地方公務員法第28条第2項第1号に該当する休職から復職することなく退職した者にあつて

は、休職発令に係る医師の診断書等の写

(6) 高齢者部分休業期間（地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）により勤務をしなかった期間をいう。以下同じ。）があったときは、高齢者部分休業取得時間報告書（別記様式第14号）

3 第1項に規定する申請は、特別の事情がある場合を除き当該職員の退職の日から起算して1月以内に行わなければならない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第8条の2 職員の退職が予告を受けない退職者の退職手当（条例第16条に規定する給付をいう。）を支給する必要があるものである場合は、前条第1項に規定する申請には同項に規定する書類のほか予告を受けない退職者の退職手当に係る証明書（別記様式第15号）を添えなければならない。

2 前項に規定する場合の前条第1項に規定する申請は、退職後直ちに行わなければならない。

（企業職員等の退職手当）

第9条 組合市町村長は、条例第21条に規定する職員に係る退職手当を申請する場合で当該職員に条例に規定する一般職の職員に適用される算定方法と異なる算定方法を定めたときは、前2条に定める書類のほか、当該職員の退職手当の算定方法を定めた労働協約書又はこれに相当する書類の抄本を添えなければならない。

#### 第4章 退職手当の決定及び支給

（決定）

第10条 組合長は、組合市町村長から第8条の規定による一般の退職手当等の申請又は受給権者から第13条第1項の規定による失業者の退職手当（条例第17条に規定する退職手当をいう。以下同じ。）の請求若しくは申請があったときはこれを審査し、退職手当の額を決定し、当該組合市町村長には退職手当決定通知書（別記様式第16号）、受給権者には退職手当支給通知書（別記様式第17号）を交付しなければならない。

2 前項の規定により交付する通知書には、次の各号いずれかに該当するときは、支給額計算明細書（別記様式第16号の2）を添付しなければならない。

(1) 条例第8条の2に規定する退職手当の基本額が支給されるとき

(2) 条例第16条に規定する退職手当が支給されるとき

(3) 条例第17条に規定する退職手当が支給されるとき

(4) 組合長が添付する必要があると認めたとき

（退職手当の支給制限等の処分について必要な事項の取り扱い）

第11条 条例第19条第1項、第19条の2第1項、第2項若しくは第3項、第19条の3第1項若しくは第2項、第19条の4第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項から第5項までの規定による処分について必要な事項は、この規則に規定するもののほか、別に定める。

（基礎在職期間）

第11条の2 条例第8条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる期間（同項第1号から第18号に掲げるものを除く。）とする。

(1) 条例の規定によりその退職手当の支給の基礎となる期間

(2) その退職手当の支給の基礎となる期間（前号に掲げる期間を除く。）

（条例第11条の4第1項に規定する公務の能率的な運営に特に資する学術の調査等に従事させるための休職として認められる要件）

第11条の3 条例第11条の4第1項に規定する公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 学術の調査、研究又は指導への従事が、次のいずれにも該当することにつき、事前に組合市町村長の承認を受けていること。

イ 相当程度高度な学術の調査、研究又は指導に従事するものであること。

- ロ その成果によって休職の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものであること。
- (2) 学術の調査、研究又は指導への従事が、使用されていた法人の要請に基づき行なわれたものであること。
- (3) 学術の調査、研究又は指導のために使用されていた法人を退職したときに、当該法人から退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けていないこと。

（条例第11条の4第1項に規定する規則で定める休職月等等）

第11条の4 条例第11条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は自己啓発等休業（条例第12条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第11条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 2 条例第11条の4第1項に規定する高齢者部分休業期間のうちから除かれる規則で定める月とは、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業期間にある月がある高齢者部分休業期間にある月にあつては職員の区分が同一の高齢者部分休業期間にある月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業期間にある月から順次に数えてそれぞれの高齢者部分休業により勤務しなかった時間の合計の2分の1に相当する時間を240時間を1月として月数に換算して得た月数（1月未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた月数）に相当する数になるまでにある高齢者部分休業期間にある月とし、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業期間の月がない高齢者部分休業期間にある月にあつては当該高齢者部分休業期間にある月とする。

（職員の区分の適用）

第11条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別に定める別表イ又はロの表の左欄のその者の退職手当を受けることとなった退職に係る組合市町村別に定める右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の中欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の中欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第11条の6 退職した者の基礎在職期間に条例第8条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第11条の4第1項及び前2条の規定の適用については、その者は、当該組合市町村長が定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 特定基礎在職期間に当該職員が従事していた職務と同種の職務が当該退職前の組合市町村にある場合 特定基礎在職期間に当該職員が従事していた職務と同種の当該組合市町村における職務に従事する職員
- (2) 特定基礎在職期間に当該職員が従事していた職務と同種の職務が当該退職前の組合市町村にない場合 特定基礎在職期間に当該職員が従事していた職務に準ずると認められる当該組合市町村の職務に従事する職員

(調整月額に順位を付す方法等)

第11条の7 第11条の5(前条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(条例第12条第4項に規定する規則で定める要件)

第11条の8 条例第12条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業に係る大学等における修学又は国際貢献の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして、事前に組合市町村長の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第12条第5項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 通勤又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

ロ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)

ハ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

ニ 条例第20条各項の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、休職(公務上又は通勤による傷病に係るものを除く。)、停職、育児休業、自己啓発等休業の期間及びこれらの期間に準ずる期間を含まないものとする。

(高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間の除算)

第11条の9 条例第12条第4項の規定による高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間の在職期間からの除算は、高齢者部分休業により勤務しなかった時間の合計の2分の1に相当する時間を240時間を1月として月数に換算して得た月数(1月未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた月数)を在職期間から差し引いて行う。

(退職手当の支給)

第12条 組合長は、退職手当を支給すべきであると決定したときは、退職手当受給に関する申出書(別記様式第10号の3)に基づき次の各号により受給権者にすみやかに退職手当を支給するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第3項の規定により組合市町村長が指

定する者（以下「資金前渡職員」という。）に退職手当支払依頼書（別記様式第18号）により資金前渡して受給権者に支給

(2) 受給権者の指定する口座への振り込みによる支給

2 資金前渡職員は、前項第1号の規定により退職手当を支払ったときは、受給権者から退職手当領収書（別記様式第19号）を徴してこれを保管し、すみやかに退職手当支払報告書（別記様式第20号）を組合長に送付しなければならない。

3 組合長は、第1項第2号の規定により退職手当を支給したときは、金融機関の発行する振込金受取書をもって当該受給権者の領収書に代えるものとする。

#### 第5章 失業者の退職手当

（失業者の退職手当の請求等）

第13条 失業者の退職手当の請求又は申請は、当該受給権者が直接組合長に行うものとする。

2 受給権者への失業者の退職手当の支給は、第12条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（基本手当の日額）

第14条 条例第17条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

（賃金日額）

第15条 賃金日額は、退職の月前における最後の6月（月の末日に退職した場合には、その月及び前5月。以下「退職の月前6月」という。）に支払われた給与（臨時に支払われる給与及び3月を超える期間毎に支払われる給与を除く。）以下この条において同じ。）の総額を180で除して得た額とする。

2 給与が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高制その他の請負制によって定められている場合において、前項の規定による額が、退職月前6月に支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をもって賃金日額とする。

3 前2項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われたすべての給与によって計算する。

4 退職の月前6月に給与の全部又は一部を支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかった場合においては当該6月の各月において受けるべき基本給月額（条例第11条の5第2項に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。）の合計額

(2) 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の全部を支払われなかった場合においては、その月において受けるべき基本給月額と退職の月前6月に支払われた給与の額との合計額

(3) 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の一部を支払われなかった期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき基本給月額（当該基本給月額が、その期間の属する月に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。）と退職の月前6月のうち当該期間の属する月以外の月に支払われた給与の額との合計額

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

（退職票の交付）

第16条 組合市町村長は、退職した者が条例第17条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有している場合においては、山形県市町村職員等退職票交付申請書（別記様式第21号）を、組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の規定により山形県市町村職員等退職票交付申請書の提出を受けたときは、山形県

市町村職員等退職票（別記様式第22号。以下「退職票」という。）をその者に交付しなければならない。

（在職票の交付）

第17条 組合長は、勤続期間12月未満の者が退職する場合には、山形縣市町村職員等在職票（別記様式第23号。以下「在職票」という。）を、その者に交付しなければならない。

（退職票の提出）

第18条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後すみやかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、第16条第2項の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをするとともに、当該退職票の安定所記載欄に必要な事項の記入を受けるものとする。この場合において、その者が第21条第4項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

2 受給資格者は、前項の規定により記入を受けた退職票を、組合長に提出しなければならない。

（受給資格証の交付等）

第19条 組合長は、受給資格者から前条第2項の規定により退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当受給資格証（別記様式第24号。以下「受給資格証」という。）に所定の事項を記入のうえ当該受給資格者に交付しなければならない。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあっては、受給資格者氏名住所変更届（別記様式第24号の2）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 組合長は、受給資格者氏名住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、返付しなければならない。

（条例第17条第1項に規定する組合長が規則で定める者）

第19条の2 条例第17条第1項に規定する組合長が規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項第2号に規定する者及び定員の減少又は改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 条例第7条第1項第4号に規定する応募による退職予定職員の認定を受けて応募による退職予定職員の退職すべき期日に退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者及びその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

（条例第17条第1項に規定する規則で定める理由）

第20条 条例第17条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（条例第17条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、組合長がやむを得ないと認めるもの

（受給期間延長の申出）

第21条 条例第17条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書（別記様式第25号）に受給資格証又は退職票を添えて組合長に提出することによって行なうものとする。第19条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 前項に規定する申出は、条例第17条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日

までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内しなければならない。
- 4 組合長は、第1項に規程する申出をした者が条例第17条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(別記様式第26号)を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
- 5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかにその旨を組合長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、組合長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
  - (1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書
  - (2) 条例第17条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証又は退職票

- 6 第19条第2項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第22条 基本手当に相当する退職手当で条例第17条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第18条の規定による求職の申込みをした日から起算して雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数(条例第17条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。
  - (1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金
  - (2) 基本手当に相当する退職手当
  - (3) 条例第17条第5項又は第6項の規定による退職手当(以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。)
  - (4) 条例第17条第7項又は第8項の規定による退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。)

- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第17条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

- 4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第17条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第17条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の請求日)

第23条 基本手当に相当する退職手当は、毎月16日又は管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日にそれぞれの前日までの間における失業の認定を受けた日の分を請求しなければならない。

- 2 特別の事情により前項の請求日に請求することができなかつた場合においては、請求日を繰り延べ

て請求することができる。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第24条 受給資格者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第17条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては待期日数の経過後に、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあつては第18条に規定する求職の申込みをした後に、それぞれ前条に規定する請求日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、受給資格証を提出して失業の認定を受けるとともに基本手当に相当する退職手当等請求書(別記様式第27号。以下「請求書」という。)の安定所の長の証明欄に当該失業の認定について証明を受けなければならない。

2 受給資格者は、前項の規定により証明を受けた請求書を組合長に提出しなければならない。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第25条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、すみやかに公共職業訓練等受講届(別記様式第28号。以下「受講届」という。)に受給資格証を添えて組合長に提出するものとする。第19条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 組合長は、前項の規定による受講届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

3 受給資格者は、受講届の記載事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第19条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 組合長は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改正をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第26条 受給資格者は、条例第17条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書(別記様式第29号)及び受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第19条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 組合長は、前項の請求書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

(条例第17条第10項第2号に規定する組合長が規則で定める者)

第26条の2 条例第17条第10項第2号イに規定する組合長が規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であつて、同号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた組合市町村の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた組合市町村の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 条例第17条第10項第2号ロに規定する組合長が規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第27条 受給資格者は、条例第17条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは傷病手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第30号)に受給資格証を添えて組合長に

提出しなければならない。第19条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 組合長は、前項の規定による支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

(退職票等の提出)

第28条 退職票又は在職票の交付を受けた者が条例第17条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に職員となった場合においては、当該退職票又は在職票を新たに所属することとなった組合市町村長に提出しなければならない。

- 2 組合市町村長は、前項の規定により退職票又は在職票を提出した者が勤続期間12月未滿で退職するときは、当該退職票又は在職票をその者に返付しなければならない。

(退職票等の再交付)

第29条 受給資格者又は勤続期間12月未滿で退職した者は、退職票又は在職票を滅失又は損傷した場合においては、組合長にその旨を申し出て退職票又は在職票の再交付を受けることができる。

- 2 組合長は、前項の規定による再交付をするときは、その退職票又は在職票に再交付の旨及びその年月日を記載しなければならない。

- 3 退職票又は在職票の再交付があつたときは、もとの退職票又は在職票はその効力を失う。

(受給資格証の再交付)

第30条 前条項の規定は、受給資格証の再交付について準用する。この場合において、同条中「退職票又は在職票」とあるのは「受給資格証」と読み替えるものとする。

(高年齢受給資格証の交付等)

第31条 組合長は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の給付を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）から退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当高年齢受給資格証（別記様式第31号。以下「高年齢受給資格証」という。）をその者に交付しなければならない。

(特例受給資格証の交付等)

第31条の2 組合長は、特例一時金に相当する退職手当の給付を受ける資格を有する者（以下「特例受給資格者」という。）から退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当特例受給資格証（別記様式第32号。以下「特例受給資格証」という。）をその者に交付しなければならない。

(準用)

第32条 第16条、第18条（第1項後段の部分を除く。）、第19条第2項及び第3項、第22条第2項、第24条第2項並びに第28条から第30条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第17条第1項又は第3項」とあるのは「条例第17条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「前項」とあるのは「第33条第2項」と、「条例第17条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票、高年齢受給資格証又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

- 2 第16条、第18条（第1項後段の部分を除く。）、第19条第2項及び第3項、第22条第2項、第24条第2項並びに第28条から第30条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第17条第1項又は第3項」とあるのは「条例第17条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「前項」とあるのは「第33条第2項」と、「条例第17条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票、特例受給資格証又は在職票に係る退職の日の翌日から起算し

て6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第33条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第17条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第18条の規定による求職の申込みをした日から起算して雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 高年齢受給資格者は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第17条第5項の規定による退職手当に係る場合にあっては待期日数の経過後に、同条第6項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第18条の規定による求職の申込みをした後に、それぞれ直近の第23条に規定する請求日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格証を提出して失業の認定を受けるとともに高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書(別記様式第33号)の安定所の長の証明欄に、当該失業の認定について証明を受けなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第17条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数を経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第33条の2 特例一時金に相当する退職手当で条例第17条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第32条第2項において準用する第18条の規定による求職の申込みをした日から起算して雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 特例受給資格者は、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第17条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては待期日数の経過後に、同条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第32条第2項において準用する第18条の規定による求職の申込みをした後に、それぞれ直近の第23条に規定する請求日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格証を提出して失業の認定を受けるとともに特例一時金に相当する退職手当請求書(別記様式第34号)の安定所の長の証明欄に、当該失業の認定について証明を受けなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第17条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数を経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第34条 受給資格者又は条例第17条第15項に規定する者は、条例第17条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第35号)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第36号)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(就業促進定着手当に限る。)に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第37号)に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当

する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第38号）に、条例第17条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第39号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第40号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第41号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第42号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

- 2 組合長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。

附 則 (昭和45年 組合規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。  
(条例附則第34項の規則で定めるもの)
- 2 条例附則第34項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間の終了の日の翌日から組合市町村派遣条例施行日（同項に規定する組合市町村派遣条例施行日をいう。以下同じ。）までの間、引き続き次の各号のいずれかに該当している者（同項に規定する引き続き組合市町村派遣条例施行日において同項に規定する組合市町村（以下「派遣組合市町村」という。）の職員として在職している者を除く。）とする。
  - (1) 派遣組合市町村の職員
  - (2) 派遣組合市町村職員の職員以外の地方公務員
  - (3) 国家公務員
  - (4) 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社又は日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項第1号の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和21年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道の職員
  - (5) 条例第12条第5項第4号に規定する特定地方公社等職員  
(条例附則第34項の規定で定める期間)
- 3 条例附則第34項に規定する規則で定める期間は、派遣組合市町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等（同項に規定する外国の地方公共団体の機関等をいう。以下同じ。）の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間（昭和37年12月1日前の期間を除く。）とする。  
(条例附則第35項の規則で定めるもの)
- 4 条例附則第35項に規定する規則で定めるものは、昭和37年12月1日以降外国の地方公共団体の機関等の業務に従事するための退職（条例第7条又は第8条の規定による退職手当に係る退職を除く。）をし、引き続きこれらの期間の業務に従事した後引き続いて再び条例附則第35項に規定する組合市町村の職員となり、引き続き組合市町村派遣条例施行日において当該職員として在職している者（当該職員となった日を休職の期間又は職務に専念する業務を免除されていた期間の終了の日の翌日と、同項に規定する組合市町村を派遣組合市町村とみなして附則第2項の規定を適用した場合に構成組合市町村派遣条例施行日において同項に規定する者に該当することとなる者を含む。）とする。  
(退職手当の額の計算)
- 5 前項に規定する者が組合市町村派遣条例施行日以後に退職した場合におけるその者に対する条例第

5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5までの規定による退職手当の額は、これらの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が条例第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合

附 則 (昭和45年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年 組合規則第1号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年 組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年 組合規則第2号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年 組合規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(手続等に関する経過措置)

2 改正前の失業者の退職手当の支給に関する規則の規定によりなされた届出、申請その他の手続は、改正後の失業者の退職手当の支給に関する規則の相当規定によりなされた届出、申請その他の手続とみなす。

3 山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和60年条例第1号）附則第7項の規定により再就職手当に相当する退職手当の支給を受けることができる者は、再就職手当に相当する退職手当支給申請書を組合長に提出しなければならない。この場合における手続等は、改正後の第34条の例によるものとする。

附 則 (昭和60年 組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年 組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 組合規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年 組合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年 組合規則第4号)

この規則は、平成7年1月1日より施行する。

附 則 (平成6年 組合規則第5号)

この規則は、平成6年12月1日より施行する。

附 則 (平成7年 組合規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 失業者退職手当受給資格証、失業者退職手当高年齢受給資格証は、当分の間、従前の様式のものに  
よることができる。

附 則 (平成9年 組合規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による退職手当決定通知書、再就職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を  
記載し、使用することができる。

附 則 (平成9年 組合規則第7号)

この規則は、平成9年8月1日より施行する。

附 則 (平成10年 組合規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による特別職一般職職員異動報告書は、当分の間、改正事項を訂正し、使用することが  
できる。

附 則 (平成11年 組合規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による特別職一般職職員異動報告書(別記様式第1号)、異動通知書(別記様式第2号)  
は、当分の間、改正事項を訂正し、使用することができる。

附 則 (平成11年 組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年 組合規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(改正条例附則第7項に規定する規則で定める額)

2 山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年組合条例第2号。以下「改  
正条例」という。)附則第7項に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例による改正後の山形県市  
町村職員退職手当支給条例(昭和37年組合条例第3号)第17条の規定を適用するとしたならば受  
けることとなる失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。

(改正条附則第8項ただし書に規定する規則で定める額)

- 3 改正条例附則第8項ただし書に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例附則第8項本文の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第2項、第3項及び第6項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。

附 則 (平成16年 組合規則第1号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年 組合規則第5号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日以後の退職に係る退職手当及び同日以後の職員異動に係る手続きについて適用する。

(山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額等)

- 2 山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成18年組合条例第2号)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額及び同条例附則第3条第2項により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が同条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

附 則 (平成18年 組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成18年 組合規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成18年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成18年 組合規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成18年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成18年 組合規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成18年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成18年 組合規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成18年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成19年 組合規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当支給申請に適用する。

附 則 (平成19年 組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成19年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成19年 組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成20年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成20年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表ロの表の置賜広域行政組合に係る規定は、平成20年1月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、この規則による改正後の別表イ

及びロの表の酒田地区広域行政組合に係る規定は、平成20年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成21年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年 組合規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条、第33条及び別記様式第30号の改正規定は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の失業者の退職手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第22条第2項から第4項まで及び第33条第3項の規定は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業保険金の支給を受ける者については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第22条第2項から第4項まで及び第33条第3項の規定中「船員保険法」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法」とする。

3 傷病手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。

附 則 (平成22年 組合規則第1号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(公益的法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例施行規則の一部改正)

2 公益的法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例施行規則（平成14年 組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「条例第15条第4項、第19条第3項又は第20条」を「条例第20条各項」に、「条例第15条第4項、第19条第3項若しくは第20条」を「条例第20条各項」に改める。

附 則 (平成22年 組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日以後納付すべき調整特別負担金について適用する。

附 則 (平成22年 組合規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 組合規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定以外の部分については、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に退職した職員に支給した退職手当に係る特別負担金に関しての別記様式については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年 組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 組合規則第5号)

この規則は、平成25年11月1日から施行し、この規則による改正後の別記様式（別記様式第9号を除く。）は、平成25年11月1日以後の退職者について適用する。

附 則 (平成25年 組合規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条並びに別記様式第8号(2)及び別記様式第9号(2)の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年 組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 組合規則第2号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第39号(表)の改正規定(「※安定所証明欄」を「※安定所等証明欄」に改める部分及び、「管轄公共職業安定所長名」を「管轄公共職業安定所等の長の職氏名」に改める部分に限る。)及び同様式(裏)の注意事項第3項の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第24条の規定による失業者退職手当受給資格証は、改正後の同様式の規定による失業者退職手当受給資格証とみなす。

附 則 (平成30年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 組合規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定及び別記様式第22号(裏面)の退職した職員の注意事項に1項を加える改正規定は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則(以下「旧規則」という。)第19条の2第4号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則(以下「新規則」という。)第19条の2に規定する山形県市町村職員退職手当支給条例(昭和37年条例第3号)第17条第1項に規定する組合長が規則で定める者とみなす。

3 新規則第21条第2項の規定は、新規則第16条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

附 則 (令和2年 組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則 (令和2年 組合規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年 組合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別 表 (別冊)